

耐震診断について（令和元年５月版）

耐震診断については、他の機器の導入との要件の違いがありますので、募集要項と異なる部分をここにまとめておきます。

ここに記述の無い事項は、ＢＣＰ実践促進助成金の募集要項どおりです。

1.耐震診断の対象となる建物の要件

- (1) 不動産登記されている建物であること
- (2) 申請者の所有する建物であること…賃借している建物、建物の所有名義が代表者等申請者以外の名義の場合は助成の対象となりません
- (3) 昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であること
- (4) 東京都内に本店がある場合は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に所在する建物であること。東京都内に支店のみある場合は、東京都内に所在する建物であること

2.助成対象となる経費

- (1) 耐震診断※にかかる直接の経費

※この助成金の申請には、耐震診断に関する技術評価を実施することが必要です。

- (2) 専門機関が行う技術評価にかかる経費

3.助成対象とならない経費の例

- (1) 建物の一部の耐震診断等
- (2) 技術評価を伴わない耐震診断
- (3) 建物耐震診断を伴わないダクト等の建物付属設備のみの耐震診断等
- (4) 危険物施設等の耐震診断等
- (5) アスベストの調査等の耐震診断以外の調査
- (6) 他の助成の対象となる建物の耐震診断等

4.必要書類

- (1) 建物の不動産登記に係る「履歴事項全部証明書」（発行後３か月以内）
- (2) ２社以上の見積書（積算根拠が明確なこと）
- (3) 耐震診断の内容が分かる書類

5.よくある質問

Q1. 技術評定の申請方法について教えてください。

A1. 技術評定の申請は耐震診断を行った建築士等が行います（費用は別途必要）ので、この助成金の申請者が申請する必要はありません。

Q2. 耐震診断だけでなく技術評定も必要でしょうか？

A2. この助成金の対象になるのは技術評定を受けた耐震診断のみです。技術評定とは耐震診断の内容を第三者である技術評定機関が評価する仕組みです。逆に、技術評定にかかる費用のみの助成金申請は可能です。

Q3. 耐震診断に要する費用に関してこの助成金の申請をしたいのですが、BCPは必要ですか？

A3. 助成金の申請には、募集要項に記載された要件を満たすBCPに耐震診断の必要性が明記されていることが必要です。

Q4. 耐震診断を受けるにあたって、見積書作成等のための予備調査等の経費は助成対象になりますか？

A4. 予備調査などの、診断に関する間接的な経費は助成対象となりません